

八、要求事項

る。

る。一向商會並に労働組合に於て四月十六日陳述書を提出し、その内容を
委員に通知し、その陳述書の内容を労働組合に通知し、労働組合の意見を
大卒田市内の各村商十一商連に陳述する。労働組合の陳述の要旨は、

十、賃金

六、同 職夫半日 同 半日 四月二十日

五、半日 職夫半日 同 四月十六日

四、半日 職夫半日 同 四月十六日

三、賃金 職夫半日 二十六日

二、賃金 職夫半日 四月十六日

一、賃金 職夫半日 四月十六日

大卒田市内労働組合 職夫半日

財團協議會 職夫半日

財團協議會 職夫半日

九、経過並解決

- 1、常備日給一率貳拾錢値上
- 2、請負を廢して常備とすること
- 3、労働時間を短縮すること
- 4、回答期間四月十五日迄とす

四月十八日事業主側は全員集合し對策を協議中石工側より調
停を依頼されたる有志者村某が來訪し善處方を要望したる處
事業主側は一部石工の賃銀値上を容認したるのみにて外全部
拒絶したるを以て従業員中數名は遂に出稼を企圖するに至つ
た。

従業員は態度強硬にして漸次出稼せんとする者續出したる爲
調停者吉村某は極力和解に奔走したる結果事業主側に於て全
般的に要求を認めることとなり二十一日圓滿解決したのであ
る。